

第三期中期計画（案） 本文に係る意見記述シート

第三期中期目標（案）	第三期中期計画（案）	第三期中期計画（案）に対する意見
Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
第 1 教育に関する目標	第 1 教育に関する目標を達成するための措置	
1 教育の内容及び教育の成果に関する目標	1 教育の内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置	
(1) 学士課程 教養教育では、人生の様々な局面において自ら活路を見出すことのできる思考基盤を養うとともに、上質かつ豊かな感性で、社会と向き合い、社会に貢献できるような人間形成を図る。また、総合大学の特性を活かした全学的学際的な教育体制により、教養教育の体系化及び強化を進める。 専門教育では、教育内容のさらなる体系化と充実を図り、連関する分野への志向性と幅広い知見を養う教育を行うことで、それぞれの分野で活躍し、社会に貢献することのできる人材を育成する。	(1) 学士課程 ア 一体的・具体的に策定する三つのポリシー※のもと、能動的・主体的な学修への転換を推進することなどにより、学生が高等学校教育までに培った力（学力の三要素）をさらに発展・向上させる。また、カリキュラムの体系化、学修成果の可視化、成績評価の厳格化などにより、大学教育の質の確保に努める。 ※入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）のこと	
	イ グローバルな視点とコミュニケーション能力を持ち、多文化共生社会の実現に貢献する人材を育成するため、語学カリキュラムの見直しを行い、教養教育と専門教育の連携を図りながら、全学的かつ効果的な語学教育を実施する。	
	ウ 医学部では、医学教育分野別認証評価制度を踏まえ、教育内容のさらなる体系化と充実を図るため、卒前から卒後を含めた一貫した総合的人材育成システムを構築し、世界で活躍する医師を育成する。	
	エ 薬学部では、平成 25 年度改訂版・薬学教育モデル・コアカリキュラムの導入を受けて薬剤師に求められる資質を適確に評価できる評価システムの確立をめざした薬学教育の評価法の見直しを進めるとともに、より地域に密着し、広く地域の医療に貢献、リードできる人材の育成をめざした改善を行い、医薬品と薬物療法に関わる医療科学、及び創薬に必要な創薬生命科学を総合的に修得し、医療の発展に貢献できる人材を育成する。	
	オ 経済学部では、経済学・経営学を体系的に修得することができるよう学部教育カリキュラムの見直しを行い、グローバル化の中での地域経済・企業の課題を見つけ、その解決に貢献できる各界のリーダーとなる人材を育成する。	

第三期中期目標（案）	第三期中期計画（案）	第三期中期計画（案）に対する意見
	カ 人文社会学部では、これまでのカリキュラムの理念を継承したE S Dを教育の目標の柱とする新カリキュラムにより、他学部と連携しながら人文社会諸科学を連携させた都市政策とまちづくり、子どもの育成支援、国際化の推進、文化芸術の持続可能な発展に資する人材を育成する。また、公認心理師法の施行に伴い、法令に基づいた大学院と一体化した組織の再編を行い、医学部附属病院を含めた学内外と連携を図りながら、公認心理師を育成する。	
	キ 芸術工学部では、デザインと工学の学際分野における研究・教育をさらに強化するとともに、他学部との連携も視野に入れた教育カリキュラムの改正を行う。また、社会の課題を解決するための新事業の企画や決定などをデザインの手法を用いて実践できる人材を育成する。	
	ク 看護学部では、看護学教育モデル・コア・カリキュラムに基づく改定カリキュラムの策定を行うとともに、医学部附属病院との協働で行っている卒前・卒後教育の連携によって、新しい医療や看護に対応しリードできる人材を育成する。また、教育の質的保証を得て社会的信用を向上させるため、分野別認証評価の受審を視野に入れた教育改革を行う。	
	ケ 総合生命理学部（平成 30 年度設置）では、完成年度※に向けた教育体制の着実な構築に取り組むとともに、他学部と連携しながら、新しい知識・価値を創造するイノベーションの創出に貢献できる人材を育成する。 ※新設学部等に最初に入学した学生が卒業する年度のこと	
(2) 大学院課程	(2) 大学院課程	
大学院教育では、大学院生への研究指導は研究活動の活性化の一環であるとの認識に基づいた指導を行うとともに、研究科ごとの教育目標を明確にしつつ、高度な専門性のみならず、連関する分野への志向性と幅広い知見を持ち、学際的視点を備えた次世代をリードできる優れた人材を育成する。	ア 一体的・具体的に策定する三つのポリシーのもと、学部との一貫教育に留意しながら、複数の科目等を通じた学修課題の体系的な履修を求めるコースワークと、実験・調査、研究活動や論文執筆に関わるリサーチワークを適切に組み合わせた教育を行うことで、大学院教育の質の確保に努める。	
	イ 高度な知識と研究能力を涵養する教育・研究指導を行うことで、より高い専門性と広い知見を持った研究者や高度専門職業人を育成する。	
	ウ グローバルに活躍する人材を育成するために、大学院生の国際的視野・感覚を研くという観点から、大学院教育の国際化を一層推進する。	
	エ 総合大学としての特性を活かした学際的教育を推進するとともに、学外との連携を広げ、さらなる大学院教育の充実を図る。	

(3) 入学者選抜 学士課程においては、高大接続システム改革を踏まえ、学力の３要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）を多面的・総合的に評価する入学者選抜を的確に実施し、十分な基礎学力を備えて、勉学への強い意欲を有し、将来、豊かな人間性を養い、社会で活躍できる適性を有する多様な人材を確保する。 大学院課程においては、基本的な専門知識と技術を持ち、高度な専門性と国内外で活躍する意欲と適性を備えた、多様な能力や経歴を有する人材を確保する。	(3) 入学者選抜 ア 学部入試において、文部科学省による高大接続システム改革の状況等を踏まえ、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた入試方法となっているかを点検し、必要な改善を行う。 イ 大学院入試において、広く国内外から留学生や社会人を受入れるために、秋季入学を行う研究科を拡大する。あわせて、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた入試方法となっているかを点検し、必要な改善を行う。	
2 教育の実施体制等に関する目標	2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	
(1) 教育実施体制 社会的な要請や時代の変化などに対応した人材育成を実現するため、教育研究上の基本組織のあり方について常に戦略的検証・検討を行い、改善を進めることにより、教育実施体制を充実・強化する。	(1) 教育実施体制 ア 教養教育・語学教育の企画・実施・支援体制を強化するとともに、教育・学生支援情報の管理・活用機能を整備し、教育改革を全学的に推進する新たな体制を構築する。 イ 時代のニーズに対応する魅力的な大学院教育の提供、また戦略的な研究を推進するため、医学、薬学の枠を越えた共同体制を構築し、大学院生を含む研究者がそれぞれの専門分野を越えて、相互に交流できる環境を整備する。 ウ 文系の経済学研究科及び人間文化研究科が中心となって全学的な連携により設置する都市政策研究センター（仮称）での研究・調査・分析の成果を教育として還元するため、自治体、企業、NPO等において地域を支え、諸問題に対応できる人材を育成する教育実施体制を整備する。 エ 学習意欲が高い社会人を学部（学士課程）や大学院（修士課程・博士課程）などにおけるニーズに応じた教育プログラムに受入れるリカレント教育の仕組みを構築する。 オ 既存の枠組みを越えた学際的・組織横断的な教育・研究を推進するため、教育実施体制の見直しを行うとともに、社会的ニーズを十分に見極め、名古屋市の設立する大学としての役割を検討したうえで、各学部・研究科の学生収容定員と教員配置を含めた運営体制の適正化を図る。	

第三期中期目標（案）	第三期中期計画（案）	第三期中期計画（案）に対する意見
(2) 教育環境 総合大学として全学が一体となって教育・研究活動に取り組むために必要な教育施設のあり方について、長期的な視点で検討するとともに、ＩＣＴを含めた教育用情報環境を整備・拡充するなど、学生及び教職員にとって利用しやすい教育環境の整備に努める。	(2) 教育環境	
	ア 総合大学として全学が一体となって教育・研究活動に取り組むために必要な教育施設のあり方について、教育環境等を含め、長期的視点で課題を整理し、構想を策定する。	
	イ ＩＣＴ環境の整備等を進めるとともに、それらを活用した教育環境の充実を図る。	
(3) 教育の質の改善のためのシステム 教育に対する自己点検・評価、学生による教育評価、外部評価等を有効に活用するとともに、ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ：教育方法等を改善するための組織的な研究・研修等の取り組み）、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ：大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修等の取り組み）の実施により教職員の教育能力・教育支援能力の向上を図る。	(3) 教育の質の改善のためのシステム	
	教員の教育力や職員の教育支援能力の向上、大学教育の質の確保等のため、研究授業の拡大や教育改革フォーラムの開催などにより全学で学びあえる環境を整備する。	
3 学生への支援に関する目標	3 学生への支援に関する目標を達成するための措置	
(1) 経済的に困窮している学生、留学生や障害のある学生などの多様なニーズに応じた学習・生活支援、経済的支援及びキャリア支援を充実させる。特に、学生が個性と能力を生かして生涯にわたりキャリアを形成していけるように、早い段階からのキャリア支援を充実させる。	(1) 学生からの学習相談、留学生への生活支援や障害学生への支援など学習・生活支援体制を充実させるとともに、学生が意欲を持って学業に専念できるよう経済的支援の拡充を行う。	
	(2) 学生へのキャリア形成支援・就職支援を強化するため、学士課程低年次からのガイダンスや就職相談の実施等の総合的な拡充を行う。	
(2) 学内外において社会貢献活動を行っている学生団体相互の連携強化を図るなど、学生の自主的な活動を奨励・支援する。	(3) 学生の自主的な社会貢献活動を促進するため、活動団体間の交流の場を提供するとともに、支援制度を充実させる。	
第 2 研究に関する目標	第 2 研究に関する目標を達成するための措置	
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標	1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究の水準 最先端の研究成果を世界に発信する地域の研究拠点として、創造性に富む高度な研	(1) 研究の水準 全学的な研究推進機関である研究戦略企画会議のもと、研究推進本部の活動をさらに活性化し、強みとなる研究分野への一層の支援を行うなど戦略的に研	

究を展開する。	究施策を推進することにより、世界水準の研究の展開を図る。	
(2) 研究成果の発信と還元 社会ニーズの高い研究課題に重点的かつ分野横断的に取り組み、その成果を広く世界に発信するとともに、行政課題の解決につなげるなど社会へ還元する。	(2) 研究成果の発信と還元 健康・福祉の向上、生命現象の探求、経済・産業の発展、都市政策とまちづくり、子どもの育成支援、国際化の推進、文化芸術の発展など社会ニーズの高い研究課題の成果について、様々な情報媒体を活用して積極的に世界へ発信する。さらに、都市公共政策を始めとした都市特有の諸課題の解決に向けた政策提言を行う都市政策研究センター（仮称）を設置するなど、研究成果を社会へ還元する。	
2 研究の推進に関する目標	2 研究の推進に関する目標を達成するための措置	
(1) 外部資金の獲得などによる研究基盤の強化 研究費を戦略的に配分し、外部研究資金の獲得を図るなどにより、研究環境の充実につなげ、もって高度なレベルの研究活動を推進し、さらなる外部研究資金の獲得につなげるといった、好循環を形成し、研究基盤を強化することで世界をリードする研究を推進する。	(1) 研究活動の推進 研究情報の調査・分析、7研究科を有する総合大学としての特性を活かした分野横断的な研究体制の構築や学外との連携などにより、世界的に高度なレベルの研究活動を推進する。	
	(2) 研究基盤の強化 全学的な研究設備の共同利用の促進や、教員の弾力的な配置など、研究環境の充実により、研究基盤の強化と研究力向上を図る。	
	(3) 研究費の戦略的配分 最先端の研究や社会ニーズの高い課題の解決に寄与する研究を推進するため、獲得した研究費の活用や外部研究資金の獲得に向けた研究費の戦略的配分を行う。	
(2) 次世代を担う若手教員・女性教員の研究支援 大学全体の研究を活性化するため、次世代を担う若手教員・女性教員の研究を支援する。	(4) 次世代を担う若手教員・女性教員の研究支援 若手教員及び女性教員が自立して研究を実施できるよう、研究費の配分や研究環境の整備など研究活動の支援を行う。	
第 3 社会貢献に関する目標	第 3 社会貢献に関する目標を達成するための措置	
1 地域貢献に関する目標	1 地域貢献に関する目標を達成するための措置	
地域と連携・協働し、大学の有する資源を還元することを通じて地域の課題解決に寄与し、生涯にわたる学習の機会を提供するなど、全学が一体となって魅力ある地域社会づくりに貢献する。	(1) 地域の課題解決に寄与するため、社会貢献を推進する社会連携センターを中心に、健康・福祉の向上やまちづくり、子どもの育成支援など、総合大学としての特性を活かして、地域と連携・協働した社会貢献活動を推進するとともに、魅力的な公開講座の提供や市民の関心を高めるための仕組みづくりを行うなど、知の拠点として大学の教育研究成果を市民及び地域へ積極的に還元する。	

第三期中期目標（案）	第三期中期計画（案）	第三期中期計画（案）に対する意見
	(2) 大学における高度な教育・研究に触れる機会を地域の中学生、高校生等に対して早期に提供し、大学の魅力を伝えることにより、学習、研究意欲を高め、将来についての意識の向上につなげるなど、広く未来を担う人材の育成に寄与する。	
2 産学官連携に関する目標	2 産学官連携に関する目標を達成するための措置	
(1) 産学官との連携を強化することで、大学の教育・研究の促進を図るとともに、人類共通の課題や行政課題の解決へ寄与する。	(1) 国・名古屋市等の行政施策との連携や産業界・他大学との連携により、医療・産業・地域活性化施策等に取り組み名古屋大都市圏を始めとした社会に貢献する。	
(2) 知的財産の活用を活性化させるとともに、産学官の連携によりその利用を促進することで、研究成果を社会へ還元する。	(2) 研究成果である知的財産について、意識の徹底を図るとともに情報発信を活発化し、産学官が連携した共同研究等での利用を促進し、イノベーションを創出する。また、大学発ベンチャーの創出などに向けて支援を行う。	
第 4 国際化に関する目標	第 4 国際化に関する目標を達成するための措置	
1 海外の大学との大学間交流の充実やネットワークの形成を戦略的に進めるとともに、学生・教職員が幅広い分野で交流できるよう支援体制を整備し、国際化を一層推進する。	1 教育・研究の全学的な国際化基本方針のもと、海外拠点校設置を含めた海外の大学とのネットワーク形成を戦略的に進め、教育・研究活動の国際化を図る。	
	2 全学的に職員の語学能力や国際感覚の向上を図るなど、業務運営における国際化を進める。	
2 海外の大学との連携を図りながら、留学生の積極的な受入れ及び学生の派遣・留学を促進し、国際感覚豊かな人材を育成する。	3 海外拠点校等の海外ネットワークの活用による留学生の受入れの仕組みづくりに取り組むとともに、宿舍など学内における受入体制の充実により、留学生の着実な増加を図る。	
	4 大学間交流協定校等を主な対象とした学生の海外留学を促進するとともに、海外における実践的な研修やインターンシップなどへの派遣を奨励する。	
3 国際間の研究協力による先端研究の推進などを通じた国際社会への貢献や、教育研究拠点として地域の国際化への寄与を果たす。	5 教員の海外派遣・外国人研究者の受入れ、その他の国際的な共同研究等が積極的に行われるよう支援する。	
	6 学生及び外国人研究者と地域との国際交流を通じた多文化共生の推進など地域の国際化に寄与する。	
第 5 附属病院に関する目標	第 5 附属病院に関する目標を達成するための措置	
1 高度かつ先進的で、高い技術を要する医療に積極的に取り組み、安全安心で最高水準の開かれた医療を提供するとともに、新	1 医療を取り巻く環境の変化を見据え、体制及び病院設備・医療機器等の整備を行い、高度急性期病院・特定機能病院としての役割を果たす。	

しい医療を創出する研究中核拠点として、大学病院が果たすべき機能を追求する。	2 安全で最高水準の開かれた医療を提供するため、医療安全管理体制を強化し、さらなる医療の質の向上に向けて取り組む。	
	3 学際的な連携のもと地域の研究中核拠点として医薬品・医療機器・医療技術等の新たな医療を創出するため、先進医療及び治験などの臨床研究を推進する。	
	4 企業や行政等と連携し研究成果を国内外へ発信するとともに、その研究に基づく高度先進的な医療を提供していく。	
	5 来日外国人の増加が今後も予想されることから、国際的な医療水準を確保し外国人患者の受入れに対応するため、第三者機関の認証を取得するなど、医療の国際化を推進する。	
2 救急医療及び災害医療の拠点として、市民の命を守るための機能を強化する。	6 今後とも増加が予想される救急患者の生命を守り、また南海トラフ巨大地震の際にも津波被害を免れる市域南端の災害拠点病院としての役割を果たすとともに、教育機関として地域の救急医療を担う人材を育成するため、救急医療及び災害医療にかかる体制並びに施設・設備の強化を図る。	
3 名古屋市が設置する医療機関を始め、地域の医療機関等と相互協力関係を強化し、地域包括ケアシステムの構築に寄与するなど、地域住民の要請に応えられる医療を提供し、在宅医療・介護連携及び保健医療の推進にも貢献する。	7 地域包括ケアシステムの構築に寄与するため、在宅医療・介護連携ネットワークの積極的な活用等を通じて地域の医療機関・介護施設との連携を一層推進するとともに、人材育成や多職種連携に取り組む。	
	8 東部・西部医療センターを始めとする名古屋市の医療機関との協働により、優れた医療人を育成するなど、名古屋市の医療提供体制のさらなる充実を図り、効率的で質の高い医療を提供する。	
4 日々進化する医療に対応できる高い倫理観と優れた技術・見識を有する医療人を育成する。	9 臨床研修医を始め、専門医に至るまでの人材育成体制を強化し、総合的な医療から高度専門医療まで幅広く対応できる技術・見識と高い倫理観を有する医師を育成するとともに、看護師や薬剤師等についても臨床教育を充実することにより、優れた医療人を育成する。	
5 病院長のマネジメントのもと、病院の経営改善を継続するとともに、将来的な収支バランスを勘案しながら機能強化を図ることにより、健全で安定的な経営に取り組む。	10 人員・設備・資金の経営資源を効率的・効果的に活用し収益の向上を図るとともに、外部環境の変化に対応するため低コストで最大の効果を上げる経営改革を推進する。	

第三期中期目標（案）	第三期中期計画（案）	第三期中期計画（案）に対する意見
Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標	Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
第 1 組織運営の改善に関する目標	第 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	
1 ガバナンスの強化等 ガバナンス機能を強化し、理事長のリーダーシップのもと、様々な社会からの要請に応えることができる、自律的・弾力的な運営体制を整備するとともに、適正な人員（人件費）管理を実施する。	1 大学を取り巻く環境の変化に伴う重要課題に対応するため、理事長によるガバナンス機能の強化により、教職員運営体制の見直しや適正な人員（人件費）管理を行い、効率的かつ安定的に法人業務を遂行する。	
2 有用な教職員の確保と育成 法人にとって有用な人材を確保するとともに、教職員の人材育成の充実を図る。とりわけ、法人の自律的な運営の核となる固有職員については、将来的な管理職への登用を見据えて、職員採用や一層の能力向上に積極的に取り組む。	2 採用・昇任試験を的確に実施するとともに、他大学・他機関との連携による研修及び人事交流の充実などにより、高度化・複雑化する大学運営業務を担う教職員の採用・登用と能力向上を図る。	
第 2 事務等の効率化・合理化に関する目標	第 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	
法人内の業務全般を点検し、業務改善等を推進することにより、一層の効率化・合理化を図る。	1 職員の能力開発・意識改革に取り組むとともに、定期的な業務点検により、業務の効率化を進める。	
Ⅳ 財務内容の改善に関する目標	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
第 1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標	第 1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置	
安定した財務運営に資する指標と指針を確立し、財務データに基づく適切な財務分析を活用することにより、健全な法人運営を行うための経営基盤の強化を図るとともに、資金の透明性を確保する。	1 公立大学法人の特性を踏まえた法人として経営努力すべき指標や目標を設定し、経営改善策を講じながら、安定的な経営を行う。	
	2 指標・目標に対する財務分析とともに、四半期収支報告等の活用による分析と通期見通しを通し経営改善意識を持って適切な予算執行に努める。また、経費執行については、引き続き資金の透明性を確保する。	
第 2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標	第 2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
1 法人運営に必要な自己収入の増加に努める。	1 授業料等学生納付金、実習用教育研究機器等の更新・利用に係る財源等、学生自己負担について、受益者負担の観点に立った見直しを進め、受益者負担の適正化を図る。	

	2 本学の資源を活かした自己収入を検討し、自己収入を向上させる。	
	3 様々な機会をとらえて寄附を働きかけるなど、市民や同窓生等からの寄附の獲得に取り組む。	
2 集約化等により業務の見直しを進め、経費の抑制を図るとともに、施設・機器等の共同利用を推進し、効率的な運用を図る。	4 機器の共同利用の推進や業務委託の集約化等の見直しにより、質を低下させることなく経費の抑制を図り、一般管理費についてはその比率の伸びを抑制する。	
第 3 資産の運用管理の改善に関する目標	第 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	
法人運営の基盤となる土地・施設・設備等の資産の適正な運用管理のもと、効率的・効果的な有効活用を進める。	1 資産の学内共同利用を促進するとともに、有償貸付の拡大など、資産の効率的な管理・運用と効果的な資産の活用に努める。	
V 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標	IV 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置	
第 1 評価の充実に関する目標	第 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	
自己点検・評価の充実や外部評価の活用による内部質保証の確立に取り組み、大学運営の改善を進める。	1 認証評価制度の充実に向けた国の動向も踏まえ、自己点検・評価における評価方法の改善を行うとともに、認証評価機関及び法人評価委員会からの指摘事項等を含む評価結果を積極的に教育研究活動等の改善に活用するなど、内部質保証の確立に取り組む。	
第 2 広報・情報公開等の推進に関する目標	第 2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	
市民や社会に対する説明責任を果たすとともに、戦略的広報の充実を進め、大学の持つ魅力を国内外に広く発信していく。	1 国内外の様々なステークホルダーに対し、それぞれのニーズに合わせた適切かつ有効なメディアを活用して、教育・研究・社会貢献の情報発信に努めることで説明責任を果たす。また、めざすべきブランドイメージの全学的な共有化を図るとともに、ブランドイメージの醸成につながる情報の集約化と効果的な発信に取り組むなど、戦略的な広報活動を展開する。	
VI その他の業務運営に関する重要目標	V その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
第 1 施設設備の整備・活用等に関する目標	第 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	
長期的に良好なキャンパス環境を確保するため、総合大学として必要な教育施設のあり方についての検討を踏まえ、施設・設備の整備改修を計画的に進める。	1 キャンパス環境を良好に維持し、建物の長寿命化を図るため、施設・設備の整備改修について、学内での検討及び名古屋市との協議を踏まえ、基本となる構想を策定し、老朽化した主要な施設・設備の改修等を、計画的に実施する。	

第三期中期目標（案）	第三期中期計画（案）	第三期中期計画（案）に対する意見
第 2 環境配慮、安全管理等に関する目標	第 2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置	
1 環境負荷の低減と環境保全等 名古屋市立大学環境憲章の基本理念に沿って、環境負荷の低減と環境保全に努め、持続可能な社会の形成に貢献する。	1 省エネルギーの推進や、環境に関連した公開講座等の開催など、名古屋市立大学環境憲章に定めた基本方針の実現に取り組む。	
2 危機管理体制の強化等 防災・減災対策及び発災時の事業継続体制の構築などにより危機管理体制を強化するとともに、教育・研究機関及び医療機関としての責務などの視点に基づいて、安全管理対策の充実を図る。	2 学内の危機管理体制のさらなる強化に取り組むため業務継続計画を策定し、さらに同計画に基づく講習・訓練を実施するとともに、研修を通じて意識の向上を図るなど学内の安全確保措置を講じる。	
3 情報セキュリティの強化等 教育研究及びその支援活動の基盤としての情報環境を安全かつ円滑に運用する。	3 安心・安全な情報環境を維持し、情報資産の円滑な運用と保護を行う。	
4 ハラスメントの防止等 学生・教職員その他大学内で働き学ぶ構成員に対する全てのハラスメントを防止するとともに、ハラスメントについての相談体制を充実・強化する。	4 研修等により学生・教職員の理解を深めることにより、ハラスメント等の人権侵害の未然防止に取り組む。また、学内ハラスメント相談員・対策委員に対する研修・指導等を通じ、相談体制を充実・強化する。	
5 男女共同参画推進 男女共同参画推進の趣旨を踏まえ、教育、研究及び労働環境の整備を進めるとともに、女性の意思決定・政策立案過程への参画を促進するなど、女性の活躍を支援する。	5 教育・研究と出産・育児・介護の両立ができる就業環境を整備し、女性上位職教職員数の増加をめざす。また、法人の意思決定・政策立案過程に女性教職員の意見が反映されるよう、全学の委員会等における女性教職員の参画を推進する。	
第 3 コンプライアンスの推進に関する目標	第 3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置	
教育・研究活動等法人運営全般において倫理規範の遵守と業務の適正な執行を徹底し、社会的信頼を維持する。	1 研修等の機会を通じ、倫理関係諸規定についての理解を深め、大学職員としての高い倫理観を確保するとともに内部監査を通じた適正な業務執行の徹底を図るなど、業務の適正を確保するための取り組みを推進し、内部統制機能を強化する。	

○その他意見